

2018 年 9 月 19 日

知的財産戦略本部

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 御中

中間まとめ（案）に対する意見書

検討会議委員	有木 節二
同	宍戸 常寿
同	立石 聡明
同	長田 三紀
同	堀内 浩規
同	前村 昌紀
同	丸橋 透
同	森 亮二
同	吉田 奨

事務局が提出する中間まとめ（案）は、ブロッキング法制化の当否について賛否両論があったということを確認するに留まるものであり、本検討会議の外でブロッキング法制化を決定し、国会への法案提出を強行することを可能にする内容となっています。

このまま法制化に向けたとりまとめを強行すれば、今後の他の海賊版対策（著作権教育・意識啓発、正規版の流通促進、広告出稿の抑制、検索結果からの削除・表示抑制、フィルタリング強化、アクセス警告方式の導入、CDN への対応など）において必要不可欠な権利者と電気通信事業者・消費者間の協力関係の構築にも大きな支障が生じることは明らかであり、法制化をいったん見合わせ、他の手段の効果を見てから検討を再開する等の選択肢が当然に検討されるべきです。

にもかかわらず、事務局がこのような選択肢に見向きもしないのは、異常な対応というほかはなく、翻って、本検討会議が当初から、ブロッキング法制化を企図する事務局による単なる「形作り」に過ぎないものであったことを物語るものです。

私たちは、海賊版サイトの被害が深刻なものであることを理解し、それぞれの立場で対策に協力する前提で、この検討会議に参加しました。しかしながら、仮に、事務局が、私たちが大切だと考える価値にまったく理解を示さないまま、ブロッキングの法制化を強行することがあれば、海賊版サイト対策に向けた権利者と電気通信事業者・消費者の協力関係は、阻害されることとなるでしょう。

私たちは、①ブロッキングを可能にする法律には強い憲法違反の疑いがあること、②他の手段の実効性を検証するまで法制化はいったん見合わせるべきであること、の 2 点を明記し、さらに③具体的な法制度の内容部分は削除または参考情報に留めることとしない限

り、中間まとめ（案）に反対します。

以上